

(別記) 様式第 1 号別紙 1 (第 6 条関係)

## 地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 私は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。
- 2 私は、日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していることを誓約します。
- 3 私は、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県知事及び市長から求められた場合には、それに応じます。
- 4 私は、地方就職支援金の交付申請をした日から起算して 1 年、廿日市市に移住した日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から起算して 3 年及び 5 年を経過した各時点から 1 か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を市長に届け出ます。  
また、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることが分かったときは、変更内容について遅滞なく市長に届け出ます。
- 5 私は、次の場合には廿日市市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請その他不正な行為等により地方就職支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額
  - (2) 地方就職支援金の交付申請日から 1 年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
  - (3) 地方就職支援金の交付申請日から 1 年以内に、市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。）：全額
  - (4) 就業日から 1 年以内に、要件を満たす職を辞した場合（ただし、市に居住したままで、退職から 3 カ月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の企業に転職した場合を除く。）：全額
  - (5) 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から 3 年未満に、市外に住民票の異動（転出）をした場合：全額
  - (6) 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に、市外に住民票の異動（転出）をした場合：半額

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄： \_\_\_\_\_